

平成十五年政令第七十八号

十五年政令第七十八号

構造改革特別区域法施行令
内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項、第十七条、第二十一条第一項、第三十八条並びに別表第十六号の規定に基づき、この政令を制定する。

提案の募集 第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少

（提案の募集）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度一回、当該提案のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読み替え)
第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用に

ついては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

二十八年政令第三百四十四号（昭和第十二年五月三十日法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置条例の七県知事（都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものに二都道府県の道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十一条において同じ。）の設置するものに

二
第一項
一
二
第三十一条において「認定地方公共団体」とい
方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」）とい
あつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地

う)の長(次項において同じ)

学校給食法施行令（昭和第一号）	二十九年政令第二百十二条	都道府県知事	四年法律第百八十九号	（構造改革特別区域法（平成十一年法律第二百四十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の設置するものにあつては、同条第一項の規
（	（	（	（	（

定による認定を受けた地方公共団体の長

法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第一項
事長　学校設置会社をいう。の代表取締役若しくは代表執行役

障害のある児童及び生徒第一のための教科用特定図書条等の普及の促進等に関する一項事長（学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役

法律施行令（平成二十一年政令第三百八十一号）

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行第二十条都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利

二項 第二
法人をいう。第三十一条において同じ。の設置するものにあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体（第三十一条において「認定地方公共団体」という。）の長。次項において同じ。)

4 法第二十七条第三項の規定による届出は、同項に規定する主製造場と体験製造場（同項に規定

する体験製造場をいう。第六項において同じことの間で酒母又はろみを移動しようとする日の二日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

二一届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては 法人番号

三 多助 こうじう 二十一年四月日 の 所 在 地 及 び 名 称

四 三
移動しよなどする年月日
その他参考となるべき事項

5 税務署長は、法第二十七条第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及

び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならぬ。」

六 稟税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の六第八項の許可を受けた販売場

が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であつて同条第八

項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七条规定第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効

場に係る第一項の許可は「第三項」に第二項の規定に「取扱い」とあるが、したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項

の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。

法第二十七条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとす
る。

一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 法第二十七条第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定め
る日

三 その他参考となるべき事項

法第二十七条第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用につ

いては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

酒税法施行令第五十条第場所場所（当該場所が体験製造場（構造改革特別区域法（平成十四年六月三十日以後のもの）

(昭和三十七年政五項) の年法律第百八十九号) 第二十七条第三項に規定する体験製造場

令第九十七号

第五十四条 その製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験

場製造に係る主製造場

租税特別措置法第四十六条輸出輸出酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革

施行令（昭和三の八の二第酒類特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以

十二年政令第四五項
十三号) 販売の場

同一の酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場で適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場で

第一項	第四十六条の八の四第類酒の製造場	あるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。第四十六条の八の四第一項及び第五項において同じ。）の
場。	以下この項において同じ。）	酒の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造

該貸借契約に係る土地を貸する事業を行うことができる。
付 则 (平成二十三年三月一日改令第一〇五号) 少

附 則（平成二四年九月五日政令第二二三号）
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年七月二九日政令第二六二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
附 則（平成一七年九月九日政令第二九二号）
この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十一月十一日）から施行する。

附 則（平成二七年七月三一日政令第一八〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

この政令は、平成十八年五月八日政令第一九三号（平成十八年五月二十四日）から施行する。

行する。

附 則 (平成二七年一二月一八日政令第四三一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年六月一日政令第三〇号）
この政令は、平成十八年七月一日から施行する。
附 則（平成十九年一月九日政令第九号）抄
（施行期日）

第四条 この政令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条（前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けて農業改良助長法第八条第一項の普及指導員に任用される者は、引き続き当該普及指導員に任用されている間は、この政令による改正後の農業改良助

附 則（平成一九年三月一日政令第三九号）
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法
附 則（平成一九年三月二日政令第五五号）抄
(施行期日)

長法施行令第三条第二号に該当する者として当該普及指
附 則（平成二八年一月二十四日政令第三五三号）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六六号) 抄
(施行期日)

項第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年五月二十八日）
附 則（平成一九年五月二五日政令第一六八号）抄
（施行期日）

（施行期日）
附 則（令和四年三月三一日政令第一四八号）抄
から施行するたなし 第二条の規定は同年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月二日政令第二八一号）抄
（施行期日）
成十九年六月一日から施行する。

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）より使用される教科用特定図書等から適用する。
附 則（平成二年五月一日政令第一三六号）

二 第二条の二と第三条の二の規定を除く
改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）
三の改正規定並びに附則第三十九条の規定 令和五年
附 則（令和四年三月三一日政令第一五三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）
2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十一条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。

附則（令和五年三月三日政令第一四五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の四の

3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十一條の二一定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年九月一日政令第二七〇号）
この政令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部
を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。